

## 訪問リハビリテーション重要事項説明書

2024年10月1日更新

### 1 概要

#### (1) 提供できる居宅サービスの種類と地域

事業者名（診療所）	医療法人社団爽秋会 岡部医院仙台
所在地	宮城県仙台市青葉区柏木二丁目4番76号 ガーデンテラス柏木106号
電話番号	022-341-2802
FAX番号	022-341-2803
事業者番号	0415117878
サービス種類	(介護予防)訪問リハビリテーション
サービス提供できる地域	仙台市青葉区

上記地域以外にお住まいの方でもご希望の方は相談ください。

#### (2) 事業者の職員体制

職名	資格	常勤	非常勤	業務の別	合計	業務内容
管理職	医師	1名	0名	なし	1名	介護従業者及び業務の管理
作業療法士	作業療法士	1名	1名	なし	2名	訪問リハビリテーションの業務にあたる
合計		2名	1名	—	3名	—

#### (3) サービスの提供時間

平日	9:00～17:00
休業日	土曜・日曜・祝日、8月13日～8月15日、12月30日～1月3日

### 2 訪問リハビリの事業目的、運営方針及び内容

#### (1) 事業の目的

要介護・要支援状態等となった場合、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者的心身機能の維持回復を図ることを目的とします。

#### (2) 運営上の基本方針

- 利用者の要介護・要支援状態の軽減もしくは悪化の防止を目的に、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行います。
- 自ら提供する訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図ります。
- サービスの提供に当たっては、当該医療機関の医師及び当該医療機関に対して訪問リハビリテーションの指示を行った主治医の意見、利用者の希望、心身の

状況等を踏まえながら、訪問リハビリテーションの目標を達成するために具体的なサービス内容を記載した訪問リハビリテーション計画書に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図るよう妥当適切に行います。

4. サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者やその家族に対して療養上必要な事項等について理解しやすいよう指導または助言を行います。
5. サービスの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対して適切なサービスの提供を行います。

### (3) サービスの内容

作業療法士が利用者のご自宅を訪問し、利用者の日常生活がより快適なものとなるよう、実際の生活に必要な援助を医師の指示に基づき実施します。

- ・ リラックスできる姿勢の検討
- ・ 関節や筋肉の動きを衰えさせないための運動
- ・ 呼吸リハビリテーション
- ・ 生活環境の工夫  
車椅子、杖、手すり、入浴補助具等、様々な福祉用具、住宅改修のアドバイス、パソコンその他コミュニケーションのための道具についてのサポート
- ・ その他

## 3 利用料金

### (1) 『医療保険』給付対象サービス

基本料金（料金表）の被保険者負担分となります。

在宅リハビリテーション指導管理料 (週 6 単位まで、末期の悪性腫瘍の方 および退院 3 ヶ月以内の方は週 12 単位まで)	1 単位 (20 分ごと)	3,000 円
--	------------------	---------

### (2) 『介護保険』給付対象サービス

基本料金（料金表）の 1 割、2 割または 3 割（介護保険負担割合証により確認）です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

◎医師が、急性増悪等により一時的に頻回の訪問リハビリテーションを行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、その指示の日から 14 日間に限って、医療保険給付対象となるため、介護保険の訪問リハビリテーション費は算定されません。

訪問リハビリテーション（1回あたり 20 分以上） ※週 6 回まで	1回につき	3,181 円
サービス提供体制強化加算（I）	1回につき	62 円

## 【介護予防】

介護予防訪問リハビリテーション(1回あたり20分以上) ※週6回まで	1回につき	3,078円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1回につき	62円

- ・介護保険での給付の範囲を超えたサービスの利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。
- ・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者は1ヶ月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

### (3) キャンセル料

利用者の都合によりサービスを中止する場合は、キャンセル料をいただく場合があります。ただし、利用日の前日までに連絡があった場合、利用者の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合を除きます。

### (4) その他

ア 利用者の住まいでのサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者の負担になります。

#### イ 料金の支払い方法

毎月、15日頃に前月分の請求書を郵送いたします。お支払いは、当院窓口、銀行振込、口座振替からお選びいただけます。口座振替（金融機関は七十七銀行・ゆうちょ銀行となります）は料金が毎月27日前後に自動的に引き落とされます。銀行振込の場合、手数料は自己負担となります。

## 4 サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業者の作業療法士がお伺いします。

\*居宅サービス計画・介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

### (2) サービスの終了

ア 利用者のご都合でサービスを終了する場合、サービスの終了を希望する1週間前までにお申し出ください。

イ 当事業者の都合でサービスを終了する場合、人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了の1ヶ月前に文書で通知します。

#### ウ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者が亡くなられたとき。

#### エ その他

- ・ 当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者、ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了できます。
- ・ 利用者が、サービス利用料金のお支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したのにもかかわらず15日以内にお支払いがない場合、または利用者やご家族などが当事業者や当事業者のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

### 5 その他の留意点として

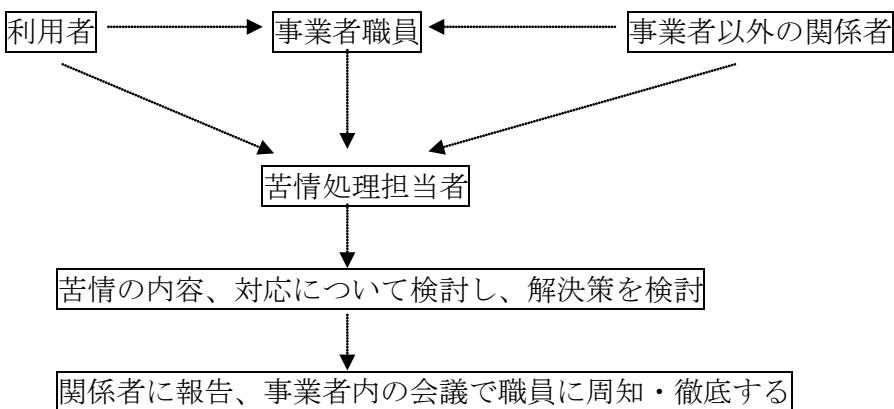
- (1) 訪問開始・終了時には感染防止の為、手洗いをさせていただく事があります。洗面所等をお借りいたしますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。
- (2) 作業療法士は常に身分証明書を携帯していますので、必要な場合はその提示をお求めください。
- (3) 訪問の曜日・時間帯は変更することがあります。その場合は事前に連絡をいたします。
- (4) 変更を希望される場合は、事前に連絡をお願いいたします。
- (5) 訪問リハビリテーションは保険制度上、利用者に対してのみ提供することとされています。ご家族の方に対して訪問リハビリテーションを行うことはできませんのでご了承ください。
- (6) 作業療法士に対する贈り物や飲食物のもてなしは必要ありません。

### 6 サービス内容に関する苦情

- (1) 苦情・相談窓口

担当者 法人本部事務局 事務局長 北村博幸  
電話 022-393-8082  
受付日 年中（ただし、休業日を除く）  
受付時間 9:00～17:00

## (2) 苦情処理の体制



## (3) その他

仙台市青葉区役所 宮城県仙台市青葉区上杉1丁目5番1号

障害高齢課 介護保険係 022-225-7211 (代)

宮城県国民健康保険団体連合会 宮城県仙台市青葉区上杉1丁目2番3号

介護保険課 022-222-7700

上記以外に、お住まいの市区町村の苦情・相談窓口等に苦情を伝えることができます。

## 7 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画等を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主 治 医	氏 名			
	連絡先		電話番号	
ご 家 族	氏 名	ご関係		
	連絡先	電話番号		
災害発生時等、 上記以外の 緊急時連絡先	氏 名	ご関係		
	連絡先	電話番号		

## 8 災害時の対応

(1) 大災害時、避難警報発令時には災害対策室を設置し対応します。ただし、災害時は職員の安全を第一とするため、道路状況等により通常訪問ができないこともあります。

ります。被害状況の確認をしながら、利用者の安否確認を行います。

- (2) 医療機器を使用している場合、停電時の対応等、日頃の訪問時に説明をさせていただきます。
- (3) 避難指示が発令した地域にお住まいの方は、避難方法、避難経路等の対応について、事前にご家族間での話し合いをお願いします。
- (4) 訪問中の場合、利用者の安全を確認できましたら、職員の安否確認のため、速やかに事業所に集合する規則としています。何卒ご理解、ご協力をお願い致します。

## 9 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、担当医師への報告、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発防止を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業者に介護サービスにより、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

## 10 当法人の概要

- (1) 法人名 医療法人社団爽秋会
- (2) 法人の所在地 宮城県仙台市青葉区国分町二丁目3番2号エトスビル4階
- (3) 電話 022-393-8082
- (4) 代表者氏名 理事長 河原 正典

## 11 利用者へのお願い

サービス利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者等が交付するサービス利用票等を提示してください。

## 12 個人情報の保護について

医療情報を含めた利用者の個人情報については、『個人情報の保護に関する法律』、『個人情報システムの安全管理に関するガイドライン』、『医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン』に基づいて適切な取り扱いの上で利用させていただきます。

訪問リハビリテーションを行うための直接的な一次利用(1)だけでなく、社会的・今後の研究等を目的とする間接的な二次利用(2)をさせていただくことがあります。

(1) 一次利用

- a. 訪問リハビリテーション目的の利用
  - ・利用者にかかる各職種間の連携のため、状態報告、指示・指示受けの確認等に、電子カルテ型情報交換ツールを使用する
  - ・主治医、及び関係機関との迅速な連携のため、訪問やサービスの予定・調整・連絡等に電子メールを使用する
- b. 請求業務等の公的書類作成のための利用
  - ・審査支払機関へのレセプト提出
  - ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
  - ・公費負担医療に関する行政機関等へのレセプト提出、照会への回答

(2) 二次利用

- a. 社会的利用
  - ・保健所への報告(法定伝染病等)
  - ・警察への報告(過失死、事故死、原因不明死は事前にご遺族の承諾を得る)
  - ・行政機関への提出(感染症サーベイランス等)
- b. 医学研究への利用
  - ・症例研究、アンケート、インタビュー

付記：上記1)のとおり、当事業者では利用者への迅速な対応・情報共有のため電子メールを利用してますが、電子メールは医療情報に特化したものではなく汎用的なシステムのため、情報漏洩の可能性を完全に否定できません。しかし、汎用的なシステムによる利便性・効率性は、各職種間や連携施設との速やかな情報共有等において、必要不可欠なものとなっております。

電子メールでの情報共有について同意しがたい場合、その旨を苦情相談窓口まで遠慮なくお申し出下さい。お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。

これらのお申し出は後からいつでも撤回、変更等をすることが可能です。

### 13 業務継続計画の策定

事業所は感染症や非常災害の発生において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 14 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を、従業者に周知徹底します。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

## 15 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。
- (4) 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

当事業者は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、訪問リハビリテーションのサービス内容及び重要事項を説明しました。

年 月 日

事業者

所在地 宮城県仙台市青葉区柏木二丁目 4 番 76 号  
ガーデンテラス柏木 106 号  
名 称 医療法人社団爽秋会 岡部医院仙台

説明者氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

私は、契約書、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、訪問リハビリテーションのサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

年 月 日

利用者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

(代理人)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_